

## ラオスにおける民事上の問題 2 争点とは何か

J I C A 長期派遣専門家

鈴木 一子

### 1 本稿の内容

本稿は、ラオスにおける様々な民事上の問題について不定期に紹介する記事の第2回である<sup>1</sup>。今回はラオスの民事判決における争点を取り上げる。以下、ラオスにおける従前の「争点」概念及び変化、今後の展望について説明する。

### 2 従来判決

ラオスの民事判決には争点<sup>2</sup>が明示されてこなかった。例えば、別紙1及び2のラオスの実際の第一審の判決書を参照<sup>34</sup>（筆者において仮名処理をし、契約日等は変更した。）。

### 3 条文上の「争点」概念

(1) しかし、ラオス2012年民訴法（現行法）には、争点に関する規定が複数みられる。特に重要なものとして以下の3つを挙げることができる<sup>5</sup>。

#### 178条1項（認諾又は否認があったときの手続）

訴訟手続において、訴状又は反訴状の一部に認諾又は否認があったときは、裁判所は争点を明らかにし、未だ認めていない部分又は否認している部分について取調べを行う。

#### 191条1項（証拠収集）

裁判官は、各争点を明確に解決しかつ事件において現実に起きた出来事を確定するために、事件に関係する証拠を収集しなければならない。

#### 193条柱書（事件の概要報告）

当事者の取調べ及び調停を行ったのち、事件を担当する裁判官は、行われた手続、事件にかかる出来事、事件における争点、各争点を形成する証拠をまとめた事件の概要報告を書面で作成しなければならず、もって対応する人民検察院に報告

<sup>1</sup> 第1回は拙稿「ラオスにおける民事上の問題『請求権を生じさせる基礎原則』とは何か」（ICD NEWS 2020年12月号）

<sup>2</sup> 日本で争点とは何を指すだろうか。司法研修所編「事例で考える民事事実認定」第1版（法曹会）6頁は、争点を「争いのある主要事実」と定義し、これを「究極的な立証命題」と位置づけた上で「争いのある間接事実や補助事実の検討の必要性を軽視する趣旨ではない」としている。もっとも、実務の現場では、間接事実や補助事実に関する争いも「争点」と表現することもあると思う。

<sup>3</sup> 別紙1は首都裁判所の第一審判決、日本でいえば東京地裁（ワ）。別紙2は首都にある地区裁判所の第一審判決、日本でいえば東京簡裁（ハ）。なお、日本では簡裁の特色に鑑みて、地裁と簡裁の判決の書き方は異なる（べきである）とされているが、ラオスでは県裁判所と地区裁判所の判決を区別するべきといった配慮は見られない。

<sup>4</sup> 他にも実際の判決を読みたい方は、最高裁判決になるが、拙稿「ラオス最高裁判決の評釈①～③」（ICD NEWS 2021年6月号、9月号、12月号）を参照。

<sup>5</sup> 他に、事件の配点を受けた裁判官が争点の解決に向けて公開の法廷で審理する前に争点を明らかにしなければならないとする186条1項、争点に基づいて証人尋問を行うとする旨の232条1項、当事者による弁論は争点の範囲内にとどまるよう訴訟指揮をしなければならないとする239条等がある。

し、併せて裁判部が以下の各場合に依りて検討、判断するうえでの情報とする。

- (2) 2014年にJICAプロジェクトの支援によって作成された「民事訴訟法モデルハンドブック」は2012年民訴法を解説したものであるが、これによれば、裁判所は公開の法廷で審理が始まる前に訴状、答弁書等の書面を読むほか当事者を呼び出して主張を聞き取り、認めている部分と否認している部分を確認し、当事者がお互いに認めていない部分を「争点」と認定し、これについて判断していくとされる。

さらに2006年にJICAプロジェクトの支援によって作成された「民事判決書マニュアル」は、2004年民訴法に沿って民事判決の書き方を解説したものであり、そこにも争点について多数の記載がある。上記ハンドブックと同様、裁判官は争点を特定し、判決において争点について判断しなければならないとされる。

- (3) このように、少なくとも2006年頃から、原告と被告の主張を分析して、主張が一致していない部分（争いがある部分）を「争点」とすることが予定されていた。

しかし、実際には判決を読んでも争点が浮かび上がってこないことが多いし、不意打ち認定も多いようである<sup>6</sup>。条文が予定する争点の概念と実務が乖離しているともいえる<sup>7</sup>。

#### 4 用語の整理

なぜ、条文と実務に乖離が生じたのか。これには複雑な経緯があるので、まず用語について解説する。

- (1) キョー・ルアン

キョー・ルアンは、裁判所で保管する事件記録の表紙に記載され、判決書では以下の黄色ハイライト部分、別紙1では「事件名：消費貸借契約及び売買契約」、別紙2では「事件名：金銭の返還請求」の部分である。日本では事件名を指す部分と思われるため、「事件名」と意識されてきた。

判 決	
.....	
当事者	
X	40歳、国籍ラオス.....(略).....原告
Y	35歳、国籍ラオス.....(略).....被告
キョー・ルアン：金銭の返還請求	
.....	

<sup>6</sup> 民事判決の問題点について詳細は拙稿「ラオス民事判決の改善（ラオス民事判決に関する調査）」（ICD NEWS 2019年9月号）を参照。

<sup>7</sup> 逆にいえば、なぜ条文やマニュアル類に実務上は理解されていない争点の記載が多数あるのかという疑問が生じてしまう。安易に断じることにはできないが、消化不良のまま「成果物」となってしまう現象ではないか。国際援助で避けて通れない問題といえる。

キョーは英語でいえば related であり、「関係する」や「関係のある」という形容詞<sup>8</sup>。ルアンは英語でいえば title である。キョー・ルアンを直訳すると「関係のある題名」。

(2) スー・カディ

日本語でいう「事件名」をラオス語に直訳すると「スー・カディ」になる。スーは名前、カディは事件の意味。

(3) コーカトゥニヤーン

英語でいえば dispute や conflict であり、「紛争」や「争い」と訳せる。

(4) パデン・カトゥニヤーン<sup>9</sup>

パデンは英語でいえば point であり、パデン・カトゥニヤーンを直訳すると「紛争の点」だが、意識して「争点」とされてきた。民訴法の和訳<sup>10</sup>上、「争点」としているのは、この単語を指す。

## 5 「争点とは、事件名であり、結論である」

ラオスの法曹と議論をしていると、「争点（パデン・カトゥニヤーン）とは事件名（キョー・ルアン）のことをいう」「キョー・ルアンは事件の名前（スー・カディ）ではなく、争点（パデン・カトゥニヤーン）を表すものでなければならない」「当事者の主張するキョー・ルアンは誤っていることがあるため、裁判所は正しいキョー・ルアンを認定しなければならない」といった発言を耳にすることがある。つまり、キョー・ルアンとして記載されている「売買契約」「土地に関する紛争」「金銭の返還請求」などが争点であり、これは裁判所が最終的に認定したものである、というのである。

各判決を見ると、事件名の記載の法則もよく分からない上、日本の法律家の感覚からすると事件名と争点の関係するという説明は理解が難しい。さらに争点とは本来、「これから解決していくべき命題」を意味するはずなのに、ラオスでは「争点は裁判所が認定する結論のようなもの」とも考えられている。つまり、ラオスの訴訟実務で使われてきた「争点」及び「事件名」は、日本人（又はアメリカ人など<sup>11</sup>）がイメージする意味とは異なる。

私は2020年頃から、ラオスにおいて本来の争点概念が実務に浸透してこなかったのは、この「争点=事件名=裁判所が認定するもの」という複雑な概念に原因の1つがあるのではないかと考えるようになり、ここ2年間は、この謎に取り組んできたと

<sup>8</sup> 「キョー」は「釣り針」も意味する。引っかけ釣りをするところから「関係する」という意味に転じたのかもしれない。

<sup>9</sup> 「パデン・カニェーン」と表記する人もいるようだ。カタカナ表記すると違いが分かりづらいが、「パデン・カトゥニヤーン」と「パデン・カニェーン」は同じ音である。

<sup>10</sup> 当プロジェクトはラオスの各法律を日本語訳し、内容も更新し続けている。「ラオス六法」で検索して下さい。なお、ICD NEWS 2018年12月号掲載の民訴法178条1項で「未だ認諾又は否認がない部分」とあるのは誤訳であり、本文記載のとおり「未だ認めていない部分又は否認している部分」とすべきである。最新の和訳はラオス六法を確認することをお勧めする。

<sup>11</sup> アメリカでは、事件名は「ロー対ウェイド」など、原告と被告の名前を記載するものに過ぎない。

いっても過言ではない<sup>12</sup>。

## 6 事件名を表す単語がキョー・ルアンになった経緯

- (1) 私は、なぜ「事件名」を意味する「スー・カディ」ではなく、特殊な言葉である「キョー・ルアン」が用いられているのか疑問に思った。経緯を調べると以下のような感じと分かってきた。
- (2) 「キョー・ルアン」は古くからある言葉である<sup>13</sup>。例えば、村で揉め事があった場合、「コーカトゥニヤーン（紛争）がある」と表現するのは直接的で美しくない。そのため、「キョー・ルアン（関係のある題名）がある」と表現するようになった。この慣習上の単語が、民事判決における事件の題名の意味として使用されるようになった。

ところが、2012年民訴法改正により、民事判決の表題部（判決の冒頭部分）には「コーカトゥニヤーン・コン・カディー（直訳は「事件における争い）」を記載するとされた（249条3項）。なぜ、慣習的に使用されてきた「キョー・ルアン」から「コーカトゥニヤーン・コン・カディー」という用語に改正したのか経緯は不明である<sup>14</sup>。

しかし、実際には、民訴法改正後も判決において「コーカトゥニヤーン・コン・カディー」という用語が記載されたことは無く、従前と同様「キョー・ルアン」という用語が使用されている。

## 7 「キョー・ルアンは争点と関連するものであり、争点とは結論のようなものだ」と考えられるようになった経緯

- (1) まず、事件名の決め方と大きく関わっている。ラオスでは、過去には、日本と同じように、訴状に原告が記載した事件名を判決に採用していたようだ。しかし、次第に事件名と判断内容の齟齬が問題視されるようになった<sup>15</sup>（時期は不明）。例えば、訴状に記載されている契約の種類と判決において認定した契約の種類が異なっていた場合、訴状に記載されていた契約名を事件名にするのは誤りだと指摘されるようになって

<sup>12</sup> 以下の経緯を巡る記述は、私がICD教官時代に2019年5月から同年7月にかけて参加した民事判決に関する現地調査、長期派遣専門家時代の2021年4月2日教育研修改善サブワーキンググループ（SWG）の定期会合、2022年1月28日民事関連法SWGの民事判決書セミナー及び2022年3月10日最高裁等との協議における議論のほか、これまでの活動を通して関係者から聴取した内容を総合した結果である。

<sup>13</sup> サンスクリット語に語源があるかもしれないそうだ。ラオス語やタイ語はサンスクリット語に語源を持つ言葉が多いし、現在もサンスクリット語の単語を使う場合もある。例えば、外資系の会社がラオス支店を「ラオタニ」と名付けているのを見かける（トヨタ・ラオタニなど）。「タニ」はサンスクリット語でcityを意味し、Lao Cityという意味。

<sup>14</sup> ラオスでは法律の制定や改正の経緯が記録されておらず、立法者の考え方が不明であることが多い。

<sup>15</sup> 裁判所内部で問題になったのか、国会にとりあげられたのか詳細は不明である。ラオスでは判決の内容が国会において批判されることがある。

た<sup>16</sup>。現在でも、上級審で事件名が誤っていると指摘されることもある。具体的には、ラオスで社会問題になっている譲渡担保の事例が典型例である。債務者である原告は、実質的には消費貸借契約及び担保契約であると主張し、債権者である被告は形式面を重視して売買契約であると主張する。ラオスでは、このような事例を「消費貸借か売買契約か」という事実認定の問題と捉えてきた。裁判所が訴状にある「消費貸借契約事件」を事件名としつつ、当該契約は売買契約だと認定した場合、「これは判決において売買契約事件とするべきであって、消費貸借契約事件とするのは誤りである」と上級審などで言われてしまうのである。このように、事件名は争点とも関連するし、裁判所が認定する結論と近づけるべきだという考えが絡み合っていく。

これは私見であるが、事件名と判断の齟齬が問題視されるようになった理由は、単なる「事件の名前（スー・カディ）」ではなく「キョー・ルアン（関係のある題名）」という意味深長な用語が使用されていることに原因があると思う。キョー・ルアンという言葉は、裁判所が認定した題名、つまり結論に近いものを記載しなければならないと感じさせる単語なのである。

裁判所は、事件名と判断結果を一致させるため、訴状受理の段階では事件名が決まらない現象が起きるようになった。現在、事件名は訴状の記載を写すのではなく、裁判所が慎重に吟味して認定に対する心証を得てから最終的に決定される。事件名を付けるのに裁判所長による決裁を必要とする庁もある。

- (2) キョー・ルアンが民訴法では「コーカトゥニャーン・コン・カディ（事件における争い）」と表現されており、この単語が「パデン・カトゥニャーン（争点）」と似ている点も、キョー・ルアンが争点を連想させるようになった遠因の1つではないかと考えている（「コーカトゥニャーン・コン・カディ」は実際には使われていない言葉だが、従前の「キョー・ルアン」を指すと理解している人もいる。）。普段から、ラオスでは、類似の概念や言葉があまり整理されておらず、区別せずに使っている場面を見ることがしばしばある。例えば、争点を「パデン・カトゥニャーン」と呼ぶ人も「パデン・コーカトゥニャーン」と言う人もおり、これら2つを違う意味だという人と同じ意味だという人がいる。
- (3) 争点が「今後、解決していく命題」ではなく「結論」を意味するようになったのは、条文が予定していた争点の概念が理解されにくい環境にあったことも関係していると思われる。なぜ本来の争点概念が実務で発展しなかったのか、以下、私見を述べる。

---

<sup>16</sup> なお、日本でも判決に事件名を記載するが、周知のとおり、統計上利用する程度の意味しかない。訴状の記載を書き写すだけであって、判決内容と事件名の齟齬はもちろん問題にならないし、「カーテンを閉めることの請求事件」「パーベキューの煙を止める請求事件」のような自由な発想の事件名が付いても問題にならない。

司法研修所編「10訂民事判決起案の手引（補訂版）」（法曹会）4頁は「裁判所が事件名を付ける場合には、原告が訴状に記載した事件名を踏襲するのが例である」「いったん事件名が定まると、その後、訴えの変更などのため、事件の内容が変わり、事件名がこれにそぐわないようになって、これに応じて事件名を変えるようなことは原則としてない。」としている。

## ア 審理構造

第1の理由は民事訴訟の審理構造にあると思われる。従前、ラオスでは裁判所は後見的な役割を果たすべきとされ、職権主義的な審理をしてきた。日本的に言えば新訴訟物理論をより広くしたような考え方が採用され、関連した紛争を一気に解決するのが司法の役割とされてきた（ときには当事者以外も「第三者」として登場させ、当事者以外の紛争も一気に解決する）。そうすると裁判所の本来的役割として、むしろ関連する紛争を広げていく方向にいくと思われ、争点を絞るインセンティブは働かない。

2012年民法改正により当事者主義的な条文が導入されたものの<sup>17</sup>、条文が狙ったような劇的な審理構造の変化は生じていない。

## イ 要件と効果の未整理

ラオスでは権利の発生という考えは浸透しておらず、従前、裁判所は法律要件を検討し請求権の有無を判断するという発想に乏しかった（裁判所は原告と被告のどちらの言い分が本当かといった観点から審理してきた）。そのため、民法典が制定された現在も、法律要件と効果の整理はあまりされていない。さらに、ラオスでは、主張と事実の区別が曖昧であるといえる（この原因ははっきりしないが、裁判所が真実を追究することを第一に考えてきた結果、当事者の主張も本当かどうか検討する対象に過ぎないという発想から生まれた現象なのだろうか）。このような背景からすれば、当事者の主張を法律要件に沿って検討するという発想は生まれにくい。

## ウ 文法の問題

日本のいわゆる新様式判決では「争点は〇〇である」と明示する。例えば「争点は、本件建物について、AとBの間で根抵当権設定契約が成立したかである<sup>18</sup>。」

しかし、この日本語をラオス語に直訳することは文法的に不可能だそう。つまり、ラオス語では「〇〇は～かどうか、である」という表現ができない。上記日本語に最も近いラオス語の表現は、「争点は、本件建物について、AとBの間で根抵当権設定契約が成立したか」。判決において、この文章を見ると「成立したか？」と疑問文が急に浮かび上がってきて奇妙に感じるラオス人もいるようだ。また、「成立したか？」のように疑問文を記載すると裁判所に自信がないように見えて好ましくない」という意見を述べた人もいた。

ある表現が存在しないということは、そのような思考が存在しないことを意味するともいえ、ラオスにおいて、争点とは「売買契約である」といったような「断定するもの」と考えられてしまったのではないか。

<sup>17</sup> 弁論主義的な条文である178条2項や処分権主義的な条文である20条、245条等。

<sup>18</sup> なお、ナンバリングをしてタイトルを付けて「(1)争点 本件建物について、AとBの間で根抵当権設定契約が成立したか。」などと短く記載する様式を提案したこともあるが、「ラオスにおいて文章にナンバリングするのは斬新すぎて時期尚早である」という理由で却下されてしまった。そのため、現時点、争点の項目を立てて、端的に記載することも難しい。

## 8 小括

以上のとおり、もともと「キョー・ルアン」は単なる題名、つまり事件名（スー・カデイ）を意味していたが、次第に裁判所が出した結論を表すための項目に変化していき、これが「争点（パデン・カトゥニャーン）」とも呼ばれるようになった。

## 9 ラオス実務の変化

### (1) 当事者の声

以上、従前のラオスの状況について説明してきたが、近年は、不意打ち認定に対する不満や、求めた点について判断されなかったという当事者の不満が大きくなり始め、国会や司法関係者の意識は変化し始めている。現在、少なくとも民事の分野では、当事者の主張を中心に据える訴訟に舵を切り始めた。つまり、本来の意味の争点を判決に明示するインセンティブが高まってきたのである。

### (2) 「争点」の導入

以上の経緯を経て、当プロジェクトでは2006年の民事判決書マニュアルを改訂し、判断内容（ヴィニッサイ）の欄に争点を明示することになった<sup>19</sup>。これによって条文が本来予定していたものを実務が実現する土台が整ったといえる。

前記のとおり、ラオス語で判決上どのように争点を表現するか難しい問題があり議論中だが、今のところ「争点は、～かどうか。」という文章が基本になる予定である<sup>20</sup>。

### (3) 事件名の今後

現在の事件名の付け方は、裁判官による膨大な労力と時間を必要とする。しかし、争点が判決理由に明示されるようになれば、事件名と争点を結びつける必要性は薄れ、所長決裁など時間をかけて命名する実務は自然に変わっていくのではないかと<sup>21</sup>。

もっとも、現時点では、最高裁との協議において、これまでの伝統をすぐ止めるわけにはいかないという強い意見が出され、争点は判決理由に明示するものの、事件名（キョー・ルアン）を重視する実務は残していく方針が採られるようである。ただし、今後の民訴法改正によってキョー・ルアンは単なる事件の名前であり、どのようなものでもよいという扱いに変えていくことは考えられるという意見もみられた（2022年9月現在、民訴法は改正中である）。

<sup>19</sup> 2022年3月9日から11日にかけて行われた最高裁、検察院、司法省判決執行局等との協議の結果、本来の意味である争点の導入が承認された。

<sup>20</sup> 判決における争点の表現は、必ずしも「争点は〇〇である」と明示する方法に限られない。例えば日本でもいわゆる旧様式には直接的に争点は記載されない。しかし、ラオスでは形式面が設定されると実質が追いついていく風潮があり、「争点は～」という表現そのものが大切な第一歩になると思われた。

<sup>21</sup> 2022年1月27日、28日に実施した民事判決書セミナーにおいて遠藤賢治早稲田大学名誉教授、元京都家庭裁判所長から、本文と同趣旨の内容を述べて頂いた。普段から遠藤先生にはラオスの民事判決書に対して多くの助言を頂いており、御礼申し上げます。

## 10 まとめ

改訂後の民事判決書マニュアルがきちんと普及されれば、今後、キョー・ルアンは損害賠償請求事件、売買代金請求事件といった「裁判所が認定した事件内容を端的に表すもの」として残る一方、判決理由には「争点は、～かどうか。」と明記されるはずである。

本来の意味の争点を明示するためには、裁判官は原告が何を請求しているのか注目しなければならないから、今後は請求権を特定する動きにもつながるだろう。実は請求権の特定こそラオスの民事判決にとって次の大きな変革になると思っている。そこまで自然に発展していくことを期待する。

## 11 追記

先日、潮見佳男京都大学教授の突然の訃報に接した。私は京都大学法科大学院で潮見先生から民法を学び、最高峰の研究者の圧倒的实力と厳しさに鍛えられ、司法試験に合格したのも潮見先生のお陰だと思っている。

私の理解では、ラオスの請求権に関する基本的な考え方は潮見説と同じである。端的にいうと、日本のいわゆる通説は、例えば、契約によって請求権が発生すると考えるが、潮見説は請求権は債務不履行があったときに救済手段として生じると考え、ラオスでも債務不履行があってはじめて請求権が発生すると考えられている（ラオス民法392条参照）<sup>22</sup>。ラオスで潮見説が採られている（というか、ラオス法学と潮見法学が偶然にも同じ方向であった）ことに気付いたとき、私は非常に驚いた。

将来、ラオスの本邦研修を京都で実施し、潮見先生に講師をお願いするのが密かな夢だった。潮見先生は今までラオス（及び法整備支援）に関わって頂いたことは無かったと認識しているが、ものすごい化学反応が起きるかもしれないと期待していたので、とても悲しい。ご冥福をお祈り致します。

---

<sup>22</sup> 拙稿「ラオスにおける民事上の問題 『請求権を生じさせる基礎原則』とは何か」（ICD NEWS 2020年12月号）脚注4においてラオスの考え方は潮見説と類似している旨を指摘した。



ラオス人民民主共和国  
平和 独立 民主 統一 繁栄

首都ビエンチャン裁判所  
民事第一審合議体

第〇〇号／民事第一審  
20〇〇年〇月〇日

第一審判決（カムタッシン）

首都ビエンチャン裁判所の民事合議体は以下の者から構成される

○ ○ ○ 裁判長  
○ ○ ○ (女性) 陪席  
○ ○ ○ 陪席

○ ○ ○ 書記官  
○ ○ ○ (女性) 首都ビエンチャン検察院の長  
代理出席

20〇〇年〇月〇日午後2時、首都ビエンチャン裁判所の民事法廷において、事件番号第〇〇号／第一審民事20〇〇年〇月〇日付け民事事件を審理するために開廷した。

当事者

男性 A、年齢 47 歳、国籍：ラオス、職業：商売、現住所：首都ビエンチャン〇〇郡  
〇〇村〇番地 .....原告

男性 B、年齢 48 歳、国籍：ラオス、職業：社員、現住所：首都ビエンチャン〇〇郡〇  
〇村〇番地 .....原告代理人

男性 C、年齢 44 歳、国籍：ラオス、職業：商売、現住所：首都ビエンチャン〇〇郡〇  
〇村〇番地 .....被告

男性 D、年齢 47 歳、国籍：ラオス、職業：商売、現住所：首都ビエンチャン〇〇郡〇  
〇村〇番地 .....第三者

事件名（キョールアン）：消費貸借契約及び売買契約

## 裁判所は

ラオス人民民主共和国として；

2017年ラオス裁判所法及び2012年民訴法所定の裁判所の任務及び権限に基づき；

原告、被告、被告の代理人及び第三者に対して、今回の事件を審理する合議体の構成員、書記官の氏名、審理対象事件の事件名を告知した。

原告、被告、被告の代理人及び第三者に対して、合議体又は合議体構成員、書記官に対する忌避権を告知した。

原告、被告、被告代理人及び第三者から期日における供述を聴取した。

首都ビエンチャン検察院の長による意見陳述を聴取した。

## ヌアーカディー

2000年〇月〇日付け訴状、2000年〇月〇日付け調書、2000年〇月〇日付け及び2000年〇月〇日付け両側立会いの調書によれば、男性A（原告）及び男性B（原告代理人）らは次のとおり主張している：2012年2月2日に自分は男性Cから30,000ドルの金銭を借りた。利息は月4%、期限を定めない消費貸借だった。なお、面積1,400平方メートルの土地を消費貸借の担保として設定し、土地の所在地は首都ビエンチャン〇〇郡〇〇村、2009年5月17日付け権利証番号第1004号、男性A名義である。金銭を借りた当時には消費貸借契約書が作成されず、売買契約を締結された形式で行われ、2012年2月2日付け第199号権利譲渡の証明書が作成された。契約内容として担保資産と記載された。当該契約には譲渡人及び証人の署名があるが、受取人の署名は無い。そして、土地権利証の名義変更のための申請書一式が作成されているが、書類は男性Cが保管しているため、書類番号や日付は覚えていない。今回の消費貸借は友人である男性Dのために行った。

元金及び利息も男性Dが支払っている。これまで普通に返済してきた。最後の返済はBCEL銀行の2014年7月15日付け第〇〇号納金証明書に記載されているものであり、男性Dから男性Cの口座に送金されてきたが、当該金銭は自分の金銭である。現在、その土地は男性C名義であり、Cが管理している。土地税の支払について当初は自分が支払っていたが、男性C名義になった後はCが引き続き納税をしている。現在、自分は30,000ドルを男性Cに完済する意思をCに伝えたが、当該土地の名義は男性C名義のため、利息は彼に払いたくない。土地を自分の名義に変更する費用に関しては自分が負担する。

2000年〇月〇日付け答弁書、2000年〇月〇日付け調書、2000年〇月〇日付け、2000年〇月〇日及び2000年〇月〇日付け両側立会いの調書によれば、男性C（被告）は次のとおり主張している：最初に男性Aが自分に土地を買わな

いかと誘ってきた。土地は面積1,400平方メートルで首都ビエンチャン〇〇郡〇〇村にあり、2009年5月17日付け権利証番号第1004号である。売買金額は3,000,000タイバツで合意した。代金の支払いは複数回に設定されていたが、金銭受領の領収証を失くしたから1回当たりの支払金額は覚えていない。売買の合意がされた後、自分と男性Aは〇〇村役場において村長及び証人の立会いの下で、2012年1月23日付け第149号土地及び家の権利譲渡契約書を作成した。自分が土地の代金を男性Aに全額支払った後、自分と男性Aは〇〇村役場において村長と証人の立会いの下で2014年1月22日付け所有権譲渡証明書及び土地の売買契約書を作成した。その後、自分は以前に男性Aが作成していた2012年1月23日付け第149号土地使用権の譲渡契約書を持って土地を自分に名義変更手続を申請した。その土地権利証は2014年3月1日付け第1004号である。なお、2012年2月2日付け権利譲渡の証明書第199号及び2012年2月2日付け土地及び家の売買契約書については、買主及び受取人の署名が無く、自分は認識していない。男性Dが自分に交付したBCEL銀行の2014年7月15日付け納金証明書第〇〇号に記載された金銭については男性Aとは関係ない。なぜなら、それは男性Cが2014年3月12日付け消費貸借契約に基づき自分にくれた利息分だからである。現在、自分は当該土地は自分の所有であるとしている。

男性D（第三者）の20〇〇年〇月〇日付け調書、20〇〇年〇月〇日付け及び20〇〇年〇月〇日付け両側立会いの調書によれば、次のとおり主張している：2012年2月2日に男性Aが自分（D）の事業のために、男性Cから金銭を借りた。元金30,000ドル、利息は月4%で期限を定めなかった。面積1,400平方メートル、2009年5月17日付け土地権利証番号第1004号、男性A名義の土地に担保設定された。毎月の元金と利息の支払いについては自分が負担している。ただし、当該消費貸借には消費貸借契約書がなく、2012年2月2日付け土地及び家の売買契約書と2012年2月8日付け所有権譲渡の証明書を作成した形で行った。その後、自分は普通に元金及び利息を支払っていたが、2014年になって、定期的な支払ができなくなったため、男性Cは元金及び利息の金額合計4,000ドルと計算し、2014年3月12日付け消費貸借契約書には男性Cが借主の欄に実際に返済を負担する自分（D）の名前を記載した。その後、2014年7月15日まで利息を支払っていたが、男性Cが私と男性Aに知らせることなく、彼名義に土地権利証の名義を変更したため、自分は彼に利息を支払うのを止めた。当該権利証は2014年3月1日第1004号、男性C名義になっている。現在、私は男性Aに対し、私の代わりに男性Cに借金を返済してもらうよう依頼しており、期限は定めていないが、今後、返すつもりである。

## ヴィニッサイ

本件の資料、証拠及び法廷における審理結果を検討すれば、次のとおりまとめることができる。

男性 A（原告）が裁判所に対して、借金 30,000 ドルを男性 C（被告）に返済し、担保資産として設定した面積 1,400 平方メートル、首都ビエンチャン〇〇郡〇〇村所在、2009 年 5 月 17 日付け土地権利証第 1004 号、男性 A の土地を男性 C（被告）に返還を請求していると認められる。なお、土地使用権の名義変更にかかる費用に関しては原告が負担する。利息に関しては被告に支払わない。同人はその理由を次のように述べる。2012 年 2 月 2 日に原告は面積 1,400 平方メートル、所在地は首都ビエンチャン〇〇郡〇〇村、2009 年 5 月 17 日付け権利証番号第 1004 号男性 A 名義の土地を原告の友人の男性 C（第三者）のために被告から借りた 30,000 ドルの借金のために担保を設定した。利息が月 4%、そして返済期限は定めていなかった。金銭を借りた当日には消費貸借契約書は作成されず、売買契約を締結した形式で行われ、2012 年 2 月 2 日付け権利譲渡の証明書第 199 号が作成された。契約内容として担保資産と記載された。当該契約書には譲渡人及び証人の署名があるが、受取人の署名は無い。そして、土地権利証の名義変更のための申請書一式が作成されているが、書類は被告が保管しているため、書類番号や日付は覚えていない。元金と利息の返済も男性 C が負担している。これまでは毎月返済していたが、最後の返済は BCEL 銀行の 2014 年 7 月 15 日付け納金証明書第〇〇号に記載されているものである。その後、原告と第三者は被告に対して借金の元金及び利息を支払いきなくなったため、被告は土地権利証の名義を被告に変更した。土地税について当初は原告が支払っていたが、被告名義になった後は被告が引き続き納税をしている。裁判所がこれを検討した結果、相当性がない請求であると判断し、なぜなら、原告が被告から金銭を借りた日に作成されたと主張する 2012 年 2 月 2 日付け売買契約書及び 2012 年 2 月 2 日付け所有権譲渡の証明書第 199 号は一方のみが作成した契約書であり、契約当事者の氏名や住所が記載されていなかったからである。原告の訴状からも原告は譲渡人及び証人の署名しか無く、受取人の署名がないことを認めている。そして、被告も当該契約について否認しているため、裁判所は 2012 年 2 月 2 日付け売買契約書及び 2012 年 2 月 2 日付け所有権譲渡の証明書第 199 号を法的に信用性がないと判断する。反対に、原告及び被告が共に署名した 2012 年 1 月 23 日付け〇〇村土地及び家の使用権譲渡契約第 149 号、2014 年 1 月 27 日付け土地売買契約書及び 2014 年 1 月 27 日付け所有権譲渡の証明書に関しては法廷で原告、被告及び第三者らが実際に署名したと認めている。この内容からすると、原告は面積 1,400 平方メートル、所在地は首都ビエンチャン〇〇郡〇〇村所在の 2009 年 5 月 17 日付け権利証番号第 1004 号、男性 A 名義の土地を 3,000,000 タイバーツで完全に被告に売却したことが明らかである。その資料について村当局の証人及び資料に署名した〇〇村の村長である男性 E、女性 F、女性 G 及び女性 H らは 2018 年 1 月 3 日付け〇〇村認証

書第237号及び2018年4月11日付け両側立会いの供述調書において、原告が、首都ビエンチャン〇〇郡〇〇村所在の2009年5月17日付け権利証番号第1004号の土地を被告に売却したことを認証している。これにより、原告と被告との間で、2008年契約内外債務法39条所定の関係が結ばれたこととなる。そして、被告は1990年所有権法45条に従って、土地の所有権を処分したのである。なお、現在、関係機関が被告のために、2014年3月1日付け土地権利証第1004号において男性C名義で土地の登録をしている。従って、裁判所は、被告が当該土地を1990年所有権法28条によって適正に所有権を取得したと判断する。上記の理由により、裁判所が2012年民訴法250条に基づいて検討した結果、原告の請求を全部棄却すると判断する。

原告及び第三者が、被告に対してこれまで毎月利息を支払い、最後に男性D（第三者）が行った2014年7月15日付けBCEL銀行の納金証明書第〇〇号によって送金したという主張について、裁判所が判断した結果、これは相当でない主張と判断する。なぜなら、男性D（第三者）の両側立会いの供述調書によれば、原告に被告から30,000ドルを借りてもらったほか、2014年に男性Dは別途、40,000ドルを被告から借りていた。その際に首都ビエンチャン、〇〇郡、〇〇村に所在し、男性Dの家及び土地第283号（日付は覚えていない）に担保設定していたからである。従って、裁判所は男性D（第三者）がBCEL銀行の2014年8月15日付け納金証明書第〇〇号により被告に1,600ドルを送金したのは、どの借金契約に対するものか区別できない。このほか、原告及び第三者は面積1,400平方メートル、首都ビエンチャン〇〇郡〇〇村所在の2009年5月17日付け権利証番号第1004号により男性A名義の土地について被告から借金30,000ドルのために担保設定したことを証明する証拠が提出されていない。

男性A（原告）の請求が相当でないと判断したため、原告にはビエンチャン首都〇〇郡〇〇村所在の面積1,400平方メートルの土地の価格の2%を国家に対する納税義務として負担させる。

事件手続において男性A（原告）が裁判所預入金200,000キープ、事件ファイル表紙50,000キープ、現場調査のための費用として裁判所預入金3,000,000キープの合計3,250,000キープを納付している。なお、裁判所はこれらを事件手続に全部使った：

具体的には、原告、原告代理人、被告、第三者及び証人の召喚費用として合計180,000キープ、資料のコピー代20,000キープ、事件ファイルの表紙50,000キープ、現場調査に3,000,000キープを使用した。原告の請求が相当でないと判断されたことにより、その費用をそのまま原告の負担とする。そして、判決執行の際に新たに発生する実際の費用について原告の負担とする。

参照条文：2017年裁判所法16条及び25条

参照条文：1990年所有権法28条及び45条

参照条文：2008年契約内外債務法39条

参照条文：2012年民訴法115条、156条、158条、160条、161条、206条、217条、218条、222条、223条、224条、225条、226条、227条、231条、234条、235条、237条、240条、247条、249条、250条、257条、260条、262条及び265条

参照条文：2006年裁判所費用法6条、7条、8条、10条、11条、19条、21条、22条、23条及び26条

### これによって

首都ビエンチャン裁判所は原告、原告代理人、被告及び第三者の前で第一審として判決を下す。

判決：男性A（原告）の2000年〇月〇日付け訴状は相当でない。

男性A（原告）の請求を全部棄却する。

判決：男性C（被告）の2000年〇月〇日付け答弁書が相当する。被告は面積1,400平方メートル、首都ビエンチャン〇〇郡〇〇村所在の2014年5月29日付け権利証番号第1004号、男性A名義の土地について所有権を有する。

男性A（原告）に裁判所預け金3,250,000キープを負担させる。

男性A（原告）に、判決執行の際に発生する新たな実費費用について負担させる。

首都ビエンチャン検察長代理に対し、この判決に異議がある場合は、本日から20日以内に異議を申し立てることができる旨を告知した。

原告、原告代理人、被告及び第三者に対し、この判決に不服があった場合、署名した日から20日以内に控訴を申し立てる権利がある旨を告知した。

合議体の裁判長

< 署名 >

書記官

< 署名 >



ラオス人民民主共和国  
平和 独立 民主 統一 繁栄

第一地区裁判所  
民事合議体

第〇〇号／民事第一審  
20〇〇年〇月〇日付

判決（カムタッシン）

首都ビエンチャンの第一地区裁判所の民事合議体は以下の者から構成される：

- |   |   |   |                            |
|---|---|---|----------------------------|
| ○ | ○ | ○ | 裁判長                        |
| ○ | ○ | ○ | 陪席                         |
| ○ | ○ | ○ | 陪席                         |
| ○ | ○ | ○ | 書記官                        |
| ○ | ○ | ○ | 首都ビエンチャンの第一地区検察院の長<br>代理出席 |

20〇〇年〇月〇日午前10時30分、首都ビエンチャン第一地区裁判所の民事法廷において、事件番号第06号／第一審民事20〇〇年〇月〇日付け民事事件を審理するために開廷した。

当事者

- 男性 A、年齢46歳、国籍：ラオス、職業：警察官、現住所：首都ビエンチャン〇〇郡〇〇村3番地 ……………原告
- 男性 B、年齢55歳、国籍：ラオス、職業：米農家、現住所：首都ビエンチャン〇〇郡〇〇村 ……………被告
- 有限会社 C ファイナンス、所在地：首都ビエンチャン〇〇郡〇〇 ……………第三者
- 女性 D、年齢28歳、国籍：ラオス、職業：社員、現住所：首都ビエンチャン〇〇郡〇〇村15番地 ……………第三者の代理人

事件名：金銭の返還請求

## 裁判所は

ラオス人民民主共和国として；

ラオス裁判所法所定の裁判所の任務及び権限に基づき；

原告に対して、今回の事件を審理する合議体の構成員、書記官の氏名及び審理対象事件の事件名を告知した。

原告に対して、合議体又は合議体構成員、書記官及び審理対象事件に対する忌避権について告知した。

原告に対して防御権について告知した。

原告から期日における供述を聴取した。

検察院の長による意見陳述を聴取した。

## ヌアーカディー

男性 A（原告）の 2000 年〇月〇日付け訴状、2000 年〇月〇日付け調書及び 2000 年〇月〇日付け両側立会い供述調書によれば、次のとおり述べられている：2013 年 8 月 11 日、男性 B（被告）が自分に借金しに来たが、自分はお金がなかったため、金融機関である C ファイナンス（第三者）から借金するように勧めた。同人が同意した上で、当該金融機関に金銭を借りに行った。元金が 12,000,000 キープ、利息は月 5%、返済期間は 6 か月だった。そして同人の土地税の納税申告書の複製に担保を設定し、自分（原告）を保証人として 2013 年 8 月 11 日付け C ファイナンス 03 号の契約を締結した。これまで定期的に利息を支払ってきたが、2017 年 5 月になって利息を払えなくなった。その際、首都ビエンチャン〇〇郡〇〇村の村役場において両者が残債務の計算を行った。その際、男性 B（被告）が同人の残債務として元金 12,000,000 キープ、利息〇〇〇キープ（\*記載略）の合計〇〇〇キープ（\*記載略）を認めた。この金額について、担保資産を売却して得た金銭により返済するから、30 日間を猶予期間するよう債権者に依頼した。これは 2016 年 5 月 27 日付け覚書に記載されている。2016 年 10 月 23 日に同人は土地の売却から得た金銭の一部である〇〇〇キープ（\*記載略）を残債務の返済に充てるために自分に渡した。これは 2016 年 10 月 23 日付け金銭受領証明書に記載されている。これにより元金の残高は 8,900,000 キープになった。その際、金融機関側から元金が完済されるまで利息は継続して計算する旨を通知された。そして同人が支払えなかった場合、契約に従って自分に支払ってもらう。これまで、自分は同人に通知したが、同人は支払わなかった。自分は金融機関から数回の連絡をもらった。これが仕事に影響するため、自分は自分の金銭〇〇キープ（\*記載略）を金融機関に返済した。これは 2017 年 3 月 27 日付け C ファイナンス金銭受領証明書第 0002 号に記載されている。それによって自分は同人に対してその分の金銭を返すように複数回、催促したが、拒否された。これまで、2016 年 9

月17日付け調停記録のとおり調停を行ったが、合意できなかった。従って、自分は裁判所に対して13, 158, 500キープを男性B（被告）に自分に返還してもらうように法に基づき判決を求める。

男性B（被告）の2000年〇月〇日付け答弁書、2000年〇月〇日付け調書及び2000年〇月〇日付け両側立会いの供述調書によれば、次のとおり述べられている：

これまで自分（被告）は男性A（原告）から金銭を借りようとしたが、同人に金がなかったため、金融機関C（第三者）から借金するように同人に勧められ、当該金融機関に手続をしに行った。元金12, 000, 000キープ、利息は月5%、返済期間は6か月だった。その際、自分の土地税の納税申告書の複製に担保を設定し、同人（原告）には保証人として2013年8月11日付けCファイナンス03号の契約を締結した。これまで定期的に利息を支払ってきたが、2015年になって自分は金を稼げなかったため、党の金融機関に対する利息を支払えなくなった。2016年5月30日には調停と残債務の計算を行い、合計〇〇〇キープ（\*記載略）であった。自分は資産である土地を売却し、金銭を返済するように提案された。その猶予期間は1か月間である。2016年末になって、自分は土地を売却できたので、金融機関に行って返済してもらうように〇〇〇キープ（\*記載略）を男性A（原告）に渡した。そして、これまで多額の元金及び利息を支払っていたとの理由で、残高を免除してもらう交渉を金融機関とするよう同人に依頼した。その後、金融機関から自分宛に13, 158, 500キープの残債務があると通知を受けた。しかし、自分は返済能力がない。男性A（原告）が自分に対して13, 158, 500キープの返還請求訴訟を提起したことについて自分は同人に支払うように頼んでいないので自分は認めない。そして、返還しないつもりである。従って、裁判所に対し法に基づいた判決を求める。

女性D（第三者の代理人）の2000年〇月〇日付け調書によれば、次のとおり述べている：2013年8月11日に男性B（被告）が金融機関Cファイナンス（第三者）から元金12, 000, 000キープを借りた。利息は月5%、返済期間は6か月である。男性B（被告）名義の土地税の納税申告書の複製を担保資産とし、男性A（原告）を保証人として2013年8月11日付けCファイナンス03号の契約を締結した。これまで定期的に利息を支払ってきたが、2017年5月になって、元金と利息を支払わなくなったため、金融機関は催促をした。2016年になって男性B（被告）との間で調停及び残債の計算を行った。同人も元金と利息の合計残高が〇〇〇キープ（\*記載略）であることを認めている。しかし、債務返済のために担保資産の売却を広告するので、30日間の猶予を我々に依頼していた。これは2016年5月30日付け議事録に記載されている。そのほか、当該金融機関は同人に対し、支払能力が無かったら、保証人に代わりに負担してもらうように告知した。その後、男性A（原告）が〇〇〇キープ（\*記載略）を男性B（被告）の代わりに弁済した。これは2017年3月27日付けCファイナンス金銭受領証明書第0002号に記載されている。本件の消費貸借契約は完済されているので、裁判所に対し法に基づいて判決を求める。

## ヴィニッサイ

本件の資料、証拠及び公判での審理の結果を十分検討した上、次のとおりまとめることができる。

2013年8月11日、男性B（被告）が男性A（原告）から借金しようとしたが、金銭がなかったため、金融機関であるC（第三者）から借りるように勧めた。同意した上で、金融機関に手続をしに行った。元金が12,000,000キープ、利息は月5%、返済期間は6か月だった。なお、土地税の納税申告書の複製に担保設定すると原告を保証人として日付2013年8月11日付けCファイナンス03号の契約を締結した。これまで定期的に利息を支払ってきたが、2017年5月になって利息を払えなくなったため、首都ビエンチャン、〇〇郡〇〇村の村役場にて両者が残債務の計算を行った。その際、男性B（被告）は同人の残債務として元金12,000,000キープ、利息〇〇〇キープ（\*記載略）の合計〇〇〇キープ（\*記載略）を認めていた。この金額について、担保資産を売却してもらった金銭で返済するから、30日間を猶予期間とするよう債権者に依頼した。これは2016年5月27日付け覚書に記載されている。その後、2016年10月23日に同人は土地の売却から得た金銭の一部である〇〇〇キープ（\*記載略）を残債務の返済に充てるために原告に渡した。これは2016年10月23日付け金銭受領証明書に記載されている。これにより、元金の残高が8,900,000キープになった。その後、第三者から元金が完済されるまで利息は継続して計算することが通知された。そして同人が支払えなかった場合、契約に従って自分（被告）が代わりに支払う。これまでこの件について被告に通知したが、同人は支払わなかったため、第三者から原告に数回の連絡をしていた。これが原告の仕事に影響する可能性があったため、原告が〇〇〇キープ（\*記載略）を金融機関に返済した。これは2017年3月27日付けCファイナンス第0002号に記載されている。それによって原告は被告に対してその分の金銭を返してもらうように複数回、催促したが、拒否された。これまで、2016年9月17日付け調停記録のとおり調停を行ったが、合意できなかった。従って、原告は裁判所に対して、13,158,500キープを男性B（被告）から原告に返還してもらうよう法に基づく判決を求めている。裁判所が資料、証拠及び法律に基づいて検討した結果、この原告の請求は相当である。理由は、男性B（被告）の20〇〇年〇月〇日付け調書及び法廷における供述においても男性A（原告）を保証人にしてCファイナンス（第三者）との間で2013年8月11日付けCファイナンス03号の消費貸借契約を締結したと認めている。そしてこれまで、被告は同人の元金と利息の債務残高が合計〇〇〇キープ（\*記載略）であることを認めている。これは2016年5月30日付け債務計算記録書に記載されている。そして、これまで被告は第三者に返済してもらうように原告に〇〇〇キープ（\*記載略）を渡した。なお、13,158,500キープの残高に関しては原告が代わりに支払っている。加えて、女性D（第三者の代理人）の20〇〇年〇月〇日付け調書によれば、これまで男性B（被告）が金融機関から借金していることを認めている。そ

してこれまで被告との間で行った残債務の計算において、被告は元金と利息の合計〇〇〇キープ（\*記載略）の残高があることを認めている。現在、男性 A（原告）が金融機関に対して債務を完済している。これにより、2008年契約内外債務法56条に基づき、原告、被告及び第三者は債権債務関係を有していることが分かる。被告が第三者に対する残債務を認めないこと及び支払わないことにより、原告が代わりに第三者に支払ったことは、2005年担保取引法27条4項「保証人は自分が保証している債務者を保護する権利がある。保証人と債務者間で自らが履行した債務について相互に連絡する義務がある。債務者のために一部又は全部の債務を返済した保証人はその債務者の債権者になる。そして、自ら支払った元金、利息及び契約が定めるその他の費用を返還請求する権利がある」に基づき、原告は被告から当分の元金及び利息を返還してもらう権利がある。上記の情報・証拠及びこれまで述べた理由から、2012年民訴法250条2号に基づいて検討した結果、裁判所は男性 B（被告）に13, 158, 500キープを男性 A（原告）に返還するように判断する。

男性 B（被告）が元金及び利息の合計〇〇〇キープ（\*記載略）を既に金融機関に支払った。そして残高は遅延利息としての計算である。これまで同人は第三者に当該利息の支払を免除するよう原告に依頼した主張することについて、裁判所が判断した結果、これは相当でないと判断する。理由は、男性 B（被告）の2000年〇月〇日付け調書によれば、同人は2016年5月30日に残債務の計算に参加していたし、元金と利息の合計〇〇〇キープ（\*記載略）の債務を認めていた。その後、第三者に返済してもらうよう原告に〇〇〇キープ（\*記載略）を渡した。そして、被告はこれまで残債務について原告が通知してくれたことも認めている。そして金融機関（第三者）から元金と利息の合計13, 158, 000キープの債務が残っていることを通知されたことを認めている。上記の情報・証拠に基づき、裁判所はこの点に関して検討すべきでないと判断する。

これまで首都ビエンチャンの第一地区裁判所は法廷における供述と判決言渡しを傍聴するために期日に参加するように被告及び第三者に3回にわたって召喚状を発送したが、被告及び第三者が理由なく欠席した。したがって、手続を延期又は長期化させないため、そして本件の情報が既に明らかになっていることから、裁判所は2012年民訴法217条に基づき、被告及び第三者の欠席の場合であり事件ファイルを審理に持ち出す判断を下した。

被告が敗訴したため、次の裁判手数料を負担すると判断する：裁判所が263, 170キープの金額から原告に返還するべきと判断した13, 158, 500キープの金額の2%を国家への納税として支払う。これは2006年裁判所費用法17条、18条及び26条、2012年民訴法160条のとおりである。

本手続の際に、原告が裁判預入金、事件ファイルの表紙代35, 000キープ及び資料のコピー代15, 000キープ、合計50, 000キープを裁判所に納付している。それに原告の請求が相当と判断されたことを併せると、被告はこれらの費用を原告に返還するのが相当である。これは2006年裁判所費用法26条及び2012年民訴法160条の

とおりである。

原告が以前に裁判所に預け入れた2000年〇月〇日付け受領書に記載されている200,000キープについて、裁判所は原告及び書記官からの報告に基づいて、これは被告及び第三者に15回の召喚状の発送に合計200,000キープを使用されているから、これは被告に原告に返還するように命じる。そして、判決執行の際に発生する実費に関しては被告に負担させる。これは2006年裁判所費用法17条、18条、26条及び2012年民訴法160条のとおりである。

参照条文：2008年契約内外債務法56条

参照条文：2005年担保取引法27条4項

参照条文：2006年裁判所費用法17条、18条及び26条

参照条文：2012年民訴法122条、123条、160条、217条、250条、262条及び263条

### これによって

首都ビエンチャン第一地区裁判所は原告の面前であるが、被告と第三者は欠席の場合として判決を下す。

判決：男性A（原告）の2000年〇月〇日付け訴状は相当と判断し、次のとおり命じる：

男性B（被告）は、金額13,158,500キープを男性A（原告）に返還する。

男性B（被告）は、裁判預入金200,000キープ、事件ファイル35,000キープ、資料のコピー代15,000キープの合計250,000キープを男性A（原告）に返還する。

男性B（被告）に判決執行の際に発生する実費を負担させる。

検察院の長の代理出席者に対し、この判決に対して異議がある場合は、この判決をした日から20日以内に異議を申し立てることができることを告知した。

原告に対して、この判決に対して不服があった場合、この判決をした日から20日以内に控訴を申し立てることができることを告知し、欠席で判決がされた者については判決を知った日から15日以内に異議を申し立て又は20日以内に控訴を申し立てることができる。

合議体の裁判長  
< 署名 >

書記官  
< 署名 >

20000年〇月〇日付け第〇〇号民事第一審判決の原本から複製した。

書記官